

改元に伴う県税関係文書等の取扱いについて

「元号を改める政令」の施行により、2019年5月1日から元号は「令和」となりますが、県税関係の文書（納税通知書等）においては、改元に伴うシステム対応または帳票の切替えが完了するまでの間、元号は「平成」と表記されています。

「平成」の元号により表記された日付や年度につきましても、法律上の効果が変わるものではありませんので、次の例により「令和」に読み替えてください。

（日付）

平成31年5月31日 → 「令和元年5月31日」と読み替える。

（年度）

平成31年度 → 「令和元年度」と読み替える。

また、2019年5月1日以降に県税事務所や自動車税管理事務所へご提出いただく書類（申告書等）は、「平成」の元号により記載された日付でご提出いただいても有効なものとして取り扱うこととしております。

ご理解とご協力をお願いします。